

厚労省のパブリックコメントに対し、全国センターは以下の意見を提出しました。

2010年6月12日

じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案等に係る意見

働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地 保馬

じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部改訂に関する省令案が示されました。以下について、意見を述べます。

1) 改訂にいたる経過に関して

今回「じん肺法におけるじん肺健康診断等に関する検討会」の「結果をふまえて」改訂するとされていますが、十分な検討が行われたかどうか疑問です。

同検討会は2010年4月20日、30日のわずか2回のみで開催で短期間で報告書をまとめました。パブリックコメントが12日締め切りで、7月1日施行というのは性急すぎます。

じん肺患者を診療し検診している医師の意見を聞くこと、日本呼吸器学会、日本産業衛生学会での検討が必要であると考えます。

2) じん肺健康診断結果証明書等の胸部に関する臨床検査欄に喫煙歴を記載することに関して

今回の改訂でじん肺健康診断結果証明書等の胸部に関する臨床検査欄に喫煙歴を記載することになりました。じん肺患者（有所見者）に対する、健康指導として禁煙指導が重要であることは言うまでもありません。

しかし、今回の改訂提案は「喫煙歴」のみを強調しており、このような過去喫煙者の続発性気管支炎や肺がん等の合併症の業務上外の判定に、恣意的に用いられる可能性が高いと思われます。

地方じん肺審査医が過去喫煙者に対する「その症状は喫煙によるものであるから加療は無意味であると」した意見書に基づき、労働基準監督署が続発性気管支炎を業務上疾病として認めなかった事例が、2006年に労働保険審査会で原処分取り消しの裁決が行われています（平成13年労第165号（業務上外関係事件）・取消）。

業務上外の決定と健康管理上の指導に関しては、明確に区別すべきであり、喫煙歴のある患者を恣意的に業務外としないよう、再検討されるべきです。